

第9回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 15番, 16番)

開催期日 令和6年3月28日

第9回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月28日(木) 午前9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 山 下 倅 生

本日の出席委員

1 番 鈴 木 正 志

2 番 田 村 俊 彦

3 番 田 村 賢 治

4 番 西 川 満

6 番 柴 田 貴 浩

7 番 土 門 雅 一

8 番 松 田 とも子

9 番 中 島 武 博

10 番 長 尾 卓 也

11 番 川 崎 浩 彦

12 番 木 下 等 嗣

13 番 寺 雅 彦

14 番 吉 田 義 弘

15 番 吉 尾 由美子

16 番 大 櫛 和 矢

17 番 塚 本 政 紀

18 番 鳥 村 正 行

本日の欠席委員

5 番 桂 一 照

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局主査 中 川 圭 太

〃 事務局員 山 下 倅 生

〃 事務局員 山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議案番号	件 名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 13 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 14 号	令和 5 年度農地部会活動報告及び令和 6 年度活動計画について
6	報告第 15 号	令和 5 年度農政部会活動報告及び令和 6 年度活動計画について
7	報告第 16 号	令和 5 年度運営委員会活動報告及び令和 6 年度活動計画について
8	議案第 46 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
9	議案第 47 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
10	議案第 48 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
11	議案第 49 号	農用地利用集積計画（案）について
12	議案第 50 号	農地のあっせんについて
13	議案第 51 号	買入協議を行う旨の通知の要請について
14	議案第 52 号	令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）
15		農業団体等報告事項

（主査）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 9 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員 17 名、欠席委員 1 名、桂委員から所用のため欠席の報告をいただいております。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

農作業が始まりお忙しい日々を過ごしている事と思います。令和 5 年度最後の総会という事で議事も多い所ですが慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、15 番吉尾委員、16 番大櫛委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、主査より説明いたします。

(主査)

会務報告のページをお開きください。2月27日に第4回運営委員会を開催しております。同日、栗山町農業振興公社評議員会が開催され、鳥村会長が出席しております。同日、栗山町農業教育振興会総会が開催され、鳥村会長が出席しております。同日、新規就農者交流会が開催され、鳥村会長が出席しております。3月8日に北輝男氏・大西勝博氏北海道産業貢献賞受賞祝賀会が開催され、鳥村会長が出席しております。3月5日から21日にかけて、令和5年栗山町議会定例会3月定例会議が開催され、鳥村会長が出席しております。3月21日に現地調査を田村賢治委員、土門委員、松田委員で実施しております。3月25日に栗山町青年農業賞表彰式が開催され、鳥村会長が出席しております。以上です。

(議長)

はい。只今、主査の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程 4 報告第13号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第13号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は6件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇160番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町〇〇4丁目11番地4 〇〇〇〇、成立年月日は令和6年3月5日でございます。対象農地につきましては、〇〇159番地36 地目については公簿が山林、現況が田、面積9,507㎡外4筆。全筆田でございまして5筆合計18,269㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鈴木委員、土門委員でございます。

番号2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇160番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇136番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和6年3月5日でございます。対象農地につきましては、〇〇159番地9 地目につきましては、公簿が畑、現況が田、面積46,572㎡外6筆。内訳につきましては、田5筆56,179.06㎡、用悪水路2筆701㎡、合計7筆56,880.06㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鈴木委員、土門委員でございます。

番号3 申出者住所・氏名 栗山町〇〇4丁目20番地4 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇310番地3 〇〇〇〇、成立年月日は令和6年3月18日でございます。対象農地につきましては、〇〇327番地1、地目につきましては、公簿、現況ともに田、面積4,164㎡の1筆でございます。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして、対価〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、木下委員、吉田委員でございます。

番号4 申出者住所・氏名 栗山町〇〇4丁目87番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇

145 番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 3 月 7 日でございます。対象農地につきましては、〇〇154 番地、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 9,162 m²の 1 筆でございます。売買価格につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして、対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、吉田委員、塚本委員でございます。

番号 5 申出者住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇1 条 2 丁目 8-20 〇〇〇〇外 1 名、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇590 番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 3 月 7 日でございます。対象農地につきましては、〇〇495 番地 1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 1,910 m²外 38 筆。内訳につきましては、田が 30 筆 53,330.86 m²、畑 4 筆 2,118 m²、雑種地 5 筆 3,780 m²、39 筆合計 59,228.86 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして、対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、寺委員でございます。

番号 6 申出者住所・氏名 〇〇郡〇〇町〇〇2 番地 6 〇〇〇〇外 3 名、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇617 番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 3 月 12 日でございます。対象農地につきましては、〇〇601 番地 1、地目につきましては、公簿が宅地、現況が畑、面積 751.69 m²の 1 筆でございます。売買価格につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして、対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、寺委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 報告第 14 号「令和 5 年度農地部会活動報告及び令和 6 年度活動計画について」農地部会より報告をお願いします。

(10 番 長尾農地部会長)

報告第 14 号 令和 6 年 3 月 28 日 農業委員会 会長 鳥村正行 様 農業委員会農地部会部会長 長尾 卓也、令和 5 年 3 月 30 日 第 33 回農業委員会総会において報告いたしました農地部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第 1 回 令和 5 年 8 月 30 日、内容 農地パトロールの実施について、農地移動の相談に関する対応状況について、令和 5 年 10 月 4 日から 6 日にかけて利用状況調査及び農地パトロールの実施。第 2 回 令和 5 年 10 月 27 日、内容 農地パトロールの実施結果について、耕作放棄地の対応について。第 3 回 令和 5 年 12 月 21 日、内容 栗山町農地利用意向調査の実施について、あっせん基準について。第 4 回 令和 6 年 2 月 27 日、内容 令和 5 年度活動報告及び令和 6 年度活動計画について。2. 活動結果については別紙のとおりとなります。

令和 5 年度 農地部会活動報告 1. 農地流動化意向調査の実施 2 月に一般財団法人 栗山町農業振興公社と連名による「栗山町農地利用意向調査」を実施した。2. 遊休農地（耕作放棄地）解消対策の実施 「農地パトロール（利用状況調査）」の実施内容及び日程に基づき、10 月 4 日から 6 日の 3 日間に

わたり農地パトロール（利用状況調査）について現地調査を行い、地区担当農業委員と事務局により、指導対象農地（遊休農地）の区分を行った。3.2の「利用状況調査」と併せ、農地パトロールとして無断転用及び不法投棄等の調査を実施した。4.農地の利用調整、あっせん活動の推進 農地の利用調整については、農地の賃貸借を中心に継続・新規ともスムーズに行われた。あっせん活動についても、特に問題なく処理された。

令和6年度 農地部会活動計画 1.農地流動化意向調査の実施 2.遊休農地解消対策の実施 3.農地パトロール（違反転用・不法投棄） 4.農地の利用調整、あっせん活動の推進 〈両部会共通事項〉 □一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携 □新規就農支援活動 □農業者年金の新規加入促進 □担当地区農家との情報交換及び相談業務 □全国農業新聞の普及活動 となっております。

（議長）

ありがとうございます。只今、農地部会より令和5年度の活動報告、令和6年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。（質疑なしの声）なければ報告でございますので、次に進みます。

日程6 報告第15号「令和5年度農政部会活動報告及び令和6年度活動計画について」農政部会より報告をお願いします。

（2番 田村俊彦農政部会長）

報告第15号 令和6年3月28日 農業委員会 会長 鳥村 正行 様 農業委員会農政部会 部会長 田村 俊彦、令和5年3月30日 第33回農業委員会総会において報告いたしました農政部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1.審査年月日 第1回令和5年7月20日、内容 農作物作況調査（視察）の実施について、第2回 令和6年2月27日、内容 令和5年度活動報告及び令和6年度活動計画について 2.活動結果 別紙のとおりとなります。

令和5年度 農政部会活動報告 1.担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ体制の充実強化として、6月17日：北海道新規就農フェアが札幌市で開催され、吉田前会長、中島委員が出席した。11月24日～25日：新農業人フェア in 大阪が大阪府で開催され、田村俊彦委員、木下委員が出席した。1月19日～20日：新農業人フェア in 東京が東京都で開催され、長尾委員、土門委員が出席した。2.農業者の意向把握と認定農業者の掘り起こし活動 2月に一般財団法人 栗山町農業振興公社と連名による「栗山町農地利用意向調査」を実施した。3.農作物作況視察の実施 8月8日に実施を予定していたが、悪天候により中止した。4.各種農業施策の研修 10月27日：由仁町農業委員会との交流会へ参加した。11月27日：深川市で開催された令和5年度地区別農業委員等研修会へ参加した。5.その他農政活動に関すること 11月7日～16日：一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携により「農業者等との意見交換会」を町内21箇所で開催した。

令和6年度 農政部会活動計画 1.担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ態勢の充実強化 2.農業者の意向把握と認定農業者（地域の担い手）の掘り起こし活動 3.農業施策に関する関係機関への陳情要請活動 4.農作物作況視察の実施 5.各種農業施策の研修 6.その他農政活動に関す

ることまた、両部会共通事項については農地部会と同様となります。

(議 長)

ありがとうございます。只今、農政部会より令和５年度の活動報告、令和６年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 7 報告第 16 号「令和５年度運営委員会活動報告及び令和６年度活動計画について」運営委員会より報告をお願いします。

(11 番 川崎委員長)

報告第 16 号 令和 6 年 3 月 28 日 農業委員会 会長 鳥村 正行 様 農業委員会運営委員会委員長 川崎 浩彦、令和 5 年 3 月 30 日 第 33 回農業委員会総会において報告いたしました運営委員会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第 1 回 令和 5 年 7 月 20 日、内容 委員の担当地区について。第 2 回 令和 5 年 8 月 8 日 研修視察計画について、農業委員会総会日程について。第 3 回 令和 5 年 8 月 30 日 研修視察計画について、由仁町農業委員会との交流会について、農団パークゴルフ大会について、新規就農イベントへの派遣について。第 4 回 令和 6 年 2 月 27 日 令和 5 年度活動報告及び令和 6 年度活動計画について、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）及び令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、令和 6 年度農業委員会総会日程について、令和 6 年度農業委員視察研修について、2. 活動結果は別紙のとおりとなります。

令和 5 年度 運営委員会活動報告 1. 農業委員会研修の開催 由仁町農業委員会交流会を 10 月 27 日に栗山町で開催し、17 名が参加した。2. 農業関係団体との情報交換 栗山町農業団体交流会が 10 月 13 日に開催され、16 名が参加した。栗山町農業振興公社との連携により農業者等との意見交換会を 11 月 7 日～16 日に町内 21 箇所で開催し、各地区担当委員が参加した。栗山町長、栗山町議会議長との新春懇談会を 1 月 30 日に開催し、16 名が参加した。3. 農業委員会の運営 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月までの間に 12 回の農業委員会総会を開催した。

令和 6 年度 運営委員会活動計画 1. 農業委員会研修の開催 2. 農業関係団体等との情報交換の強化 3. 農業委員会の運営 4. 「農業経営基盤強化促進基本構想」における利用権設定等促進事業の研究となっております。

(議 長)

ありがとうございます。只今、運営委員会より令和５年度の活動報告、令和６年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 8 議案第 46 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 46 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記農地にかかる賃貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、2 件でございます。

番号 1 所在 ○○107 番地 12 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 2,844 m²外 9 筆。内訳につきましては、田 4 筆 6,312 m²、畑 6 筆 22,718 m²、合計 10 筆 29,030 m²でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 5 年 3 月 31 日、契約期間 令和 5 年 3 月 31 日から令和 9 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 3 月 6 日でございます。賃貸人 ○○市○○区○○3 丁目 1 番 1-203 号 ○○○○、賃借人 栗山町字○○142 番地 ○○○○となっております。

番号 2 所在 ○○390 番地 2 地目につきましては公簿が畑、現況が田、面積 5,987 m²外 7 筆。内訳につきましては、田 6 筆 28,878 m²、畑 2 筆 4,598 m²、合計 8 筆 33,476 m²でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 2 年 2 月 28 日、契約期間 令和 2 年 2 月 28 日から令和 12 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 3 月 14 日でございます。賃貸人 栗山町字○○396 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○374 番地 1 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 46 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 46 号は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転(売買)1 件でございます。

番号 1 所在 ○○234 番地 8 地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 2,552 m²外 14 筆。内訳につきましては、田 1 筆 5,463 m²、畑 14 筆 39,133.11 m²、合計 15 筆 44,596.11 m²でございます。譲渡人につきましては、○○市○○区○○9 番 11 号 ○○○○、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字○○365 番地 ○○○○、摘要といたしまして経営規模の拡大を図りたく農地を譲り受けたいとなっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(17 番 塚本)

番号 1 につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により農地を譲渡するものとなっており、農地所有者本人の意向である事から、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって原案どおり決定いたします。

議案第 47 号については全て原案どおり決定いたします。

日程 10 議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 2 件でございます。

番号 1 所在 〇〇96 番地 15 地目につきましては、公簿が畑、現況が田、面積 1,269 m² 1 筆でございます。譲渡人 栗山町字〇〇147 番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇郡〇〇町〇〇56-5 〇〇〇〇、転用目的につきましては、集合住宅建設となっております。

番号 2 所在 〇〇162 番地 7 地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 1,268.81 m² 1 筆でございます。賃貸人 栗山町字〇〇175 番地 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇175 番地 〇〇〇〇、転用目的につきましては、農業用倉庫建設となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(7 番 土門)

令和 6 年 2 月 27 日第 8 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請の願い出に基づき、令和 6 年 3 月 21 日に、田村賢治委員、松田委員、中川主査、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号 1 につきまして、申請地は、栗山町役場の北東約 0.7km に位置する第 3 種農地であり、この度申請者より集合住宅等を建築する旨の許可申請があったものであります。また、番号 2 につきまして、申請地は、栗山町役場の南東約 6.2km に位置する第 1 種農地であり、この度申請者より農業用倉庫等を建築する旨の許可申請があったものであります。 本

件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局、また先ほど現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 48 号は原案どおり決定といたします。

日程 11 議案第 49 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 49 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、所有権移転 6 件、賃貸借 13 件、合計 19 件でございます。

整理番号 5 賃 143-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇224 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 2 月 22 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇192 番地 1 現況地目 田、面積 7,852 ㎡外 4 筆。内訳につきましては、田 3 筆 18,558 ㎡、畑 2 筆 5,494 ㎡、5 筆合計 24,052 ㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 3 月 29 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年 8 か月、借賃につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 144-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇77 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇9 丁目 2-45 推定相続人〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 2 月 22 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇630 番地 1 現況地目 田、面積 606 ㎡外 7 筆。全筆田でございまして 8 筆合計 70,344 ㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 3 月 29 日から令和 6 年 11 月 30 日までの 8 か月、借賃につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、11 月 30 日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦で、世帯員は男 3 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の

各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 144-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇27 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇9 丁目 2-45 推定相続人〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 2 月 22 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇26 番地 23 現況地目 畑、面積 1,330 m²外 3 筆。内訳につきましては、田 3 筆 15,710 m²、畑 1 筆 1,330 m²、4 筆合計 17,040 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 3 月 29 日から令和 6 年 11 月 30 日までの 8 か月、借賃につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 145-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇27 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 3 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇104 番地 1 現況地目 田、面積 366 m²外 5 筆。内訳につきましては、田 4 筆 19,811 m²、畑 1 筆 1,197 m²、雑種地 1 筆 708 m²、6 筆合計 21,716 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 3 月 29 日から令和 11 年 1 月 30 日までの 4 年 10 か月、借賃につきましては、5 所 123-1 の対価〇〇〇〇〇〇〇円の賃貸料、諸経費それぞれ 1%ずつを乗じまして〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年 12 月 10 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 146-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇77 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 3 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇74 番地 1 現況地目 田、面積 294 m²外 6 筆。全筆田でございまして 7 筆合計 37,369 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 3 月 29 日から令和 11 年 1 月 30 日までの 4 年 10 か月、借賃につきましては、5 所 123-1 の対価〇〇〇〇〇〇〇円の賃貸料、諸経費それぞれ 1%ずつを乗じまして〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年 12 月 10 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦で、世帯員は男 3 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 147-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇23 番地 1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 3 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇542 番地 1 現況地目 田、面積 11,846 m²の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 3 月 29 日から令和 11 年 1 月 30 日までの 4 年 10 か月、借賃につきましては、5 所 124-1 の対価〇〇〇〇〇〇〇円の賃貸料、諸経費それぞれ 1%ずつを乗じまして〇〇〇〇〇〇〇円となっております。

す。借賃の支払方法は、毎年 12 月 10 日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱、小麦で、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 148-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇850 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 3 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇595 番地 3 現況地目 田、面積 17,008 m²外 1 筆。全筆田でございまして 2 筆合計 31,370 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 3 月 29 日から令和 11 年 1 月 30 日までの 4 年 10 か月、借賃につきましては、5 所 126-1 の対価〇〇〇〇〇〇〇円の賃貸料、諸経費それぞれ 1%ずつを乗じまして〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年 12 月 10 日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 149-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 3 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇569 番地 現況地目 田、面積 1,139 m²外 3 筆。全筆田でございまして 4 筆合計 46,381 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 3 月 29 日から令和 11 年 1 月 30 日までの 4 年 10 か月、借賃につきましては、5 所 125-1 の対価〇〇〇〇〇〇〇円の賃貸料、諸経費それぞれ 1%ずつを乗じまして〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年 12 月 10 日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱で、構成員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 150-1 所有権の移転を受ける者 栗山町〇〇4 丁目 11 番地 4 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇160 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 3 月 5 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇159 番地 36 現況地目 田、面積 9,507 m²外 4 筆。全筆田でございまして、5 筆合計 18,269 m²。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 3 月 29 日 対価につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価 〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は牧草で、構成員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 150-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇136 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇160 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 3 月 5 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇159 番地 9 現況地目 田、面積 46,572 m²外 6 筆。内訳につきまし

ては、田 5 筆 56,179.06 m²、用悪水路 2 筆 701 m²、7 筆合計 56,880.06 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 3 月 29 日 対価につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は牧草で、構成員は男 3 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 151-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇310 番地 3 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇4 丁目 20 番地 4 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 3 月 18 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、所在 〇〇327 番地 1 現況地目 田、面積 4,164 m² 1 筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 3 月 29 日 対価につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱、小麦で、世帯員は男 3 人、女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 152-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇145 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇4 丁目 87 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 3 月 7 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、所在 〇〇154 番地 現況地目 田、面積 9,162 m² 1 筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 3 月 29 日 対価につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男 3 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 153-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇590 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区 2 丁目 8-20 〇〇〇〇外 1 名、申出年月日は令和 6 年 3 月 7 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、所在 〇〇495 番地 1 現況地目 田、面積 1,910 m²外 38 筆。内訳につきましては、田 30 筆 53,330.86 m²、畑 4 筆 2,118 m²、雑種地 5 筆 3,780 m²、39 筆合計 59,228.86 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 3 月 29 日 対価につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男 3 人、女 6 人で地域活動も積極的に参加し、

年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所154-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇617番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇郡〇〇町〇〇6丁目2番地6 〇〇〇〇外3名、申出年月日は令和6年3月12日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇601番地1 現況地目 畑、面積751.69㎡1筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 普通畑として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年3月29日 対価につきましては、10aあたり、畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、世帯員は男4人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃155-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇842番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇4丁目25番地15 推定相続人〇〇〇〇、申出年月日は令和6年3月8日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇109番地16 現況地目 田、面積261㎡外11筆。全筆田でございまして12筆合計41,253㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和6年3月29日から令和7年11月30日までの1年8か月、借賃につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、構成員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃156-1 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇4丁目23番地10 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇4丁目25番地15 推定相続人〇〇〇〇、申出年月日は令和6年3月13日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇109番地5 現況地目 田、面積820㎡外9筆。全筆田でございまして10筆合計26,038.61㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和6年3月29日から令和7年11月30日までの1年8か月、借賃につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、構成員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃157-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇4番地1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇4丁目87番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年3月8日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇313番地1の内 現況地目 畑、面積1,238.09㎡外18筆。内訳につきましては、田13筆62,924㎡、畑6筆7,993.42㎡、19筆合計70,917.42㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和6年3月29日から令和6年11月30日までの8か月、借賃につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。

ます。借賃の支払方法は、11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、構成員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃158-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇4番地1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇4県〇〇市〇〇区〇〇2丁目6番17号 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年3月14日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇1410番地 現況地目 田、面積6,775㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和6年3月29日から令和15年11月30日までの9年8か月、借賃につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、構成員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃159-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇4番地1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇4丁目16番地29 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年3月8日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇206番地2 現況地目 畑、面積2,084㎡外1筆。全筆畑で2筆合計4,403㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和6年3月29日から令和15年11月30日までの9年8か月、借賃につきましては、10aあたり、畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、構成員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

はい。只今事務局より賃貸借13件、所有権移転6件、計19件の説明がありましたので審議したいと思います。

整理番号5賃143-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5賃143-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5賃143-1は原案どおり決定いたします。

整理番号5賃144-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5賃144-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5賃144-1は原案どおり決定いたします。

整理番号5賃144-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 144-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 144-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 145-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 145-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 145-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 146-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 146-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 146-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 147-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 147-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 147-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 148-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 148-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 148-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 149-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 149-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 149-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 150-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 150-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 150-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 150-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 150-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 150-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 151-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 151-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 151-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 152-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 152-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 152-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 153-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 153-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 153-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 154-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 154-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 154-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 155-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 155-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 155-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 156-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 156-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 156-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 157-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 157-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 157-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 158-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 158-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 158-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 159-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 159-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 159-1 は原案どおり決定いたします。

日程 12 議案第 50 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 50 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 2 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 ○○市○○区○○3 丁目 1 番 1-203 号 ○○○○ 申出年月日 令和 6 年 3 月 6 日 申出地所在 ○○107 番地 12、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 2,844 m²外 10

筆。内訳につきましては、田 3 筆 5,612 m²、畑 6 筆 22,718 m²、雑種地 2 筆 1,078 m²、11 筆合計 29,408 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(7 番 土門)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鈴木委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 1 はあっせんを可といたしますので、土門委員、鈴木委員よろしくお願いします。

続いて番号 2 について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号 2 あっせん申出者 栗山町字〇〇396 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 6 年 3 月 14 日 申出地所在 〇〇390 番地 2、地目につきましては、公簿 畑、現況 田、面積 5,987 m²外 12 筆。内訳につきましては、田 6 筆 28,878 m²、畑 2 筆 4,598 m²、雑種地 4 筆 1,285 m²、用悪水路 1 筆 68 m²、合計 13 筆 34,829 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2 番 田村俊彦)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として柴田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2はあっせんを可といたしますので、田村俊彦委員、柴田委員よろしくお願ひします。

日程13 議案第51号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第51号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をするよう要請することについて意見を諮う。今回の申し出は1件です。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇572番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年3月5日 申出地所在 〇〇569番地1 地目といたしましては、公簿現況ともに田 面積18,885㎡外3筆。内訳につきましては、田3筆51,471㎡、畑1筆2,222㎡、合計4筆53,693㎡となっております。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定いたします。

日程14 議案第52号「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について」事務局の説明をお願いします。

議案第52号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について、本件につきまして、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされおり、最適化活動の透明性を確保するため、実施状況について公表することとされています。

本議案は、令和4年2月の農水省からの「農業委員会による最適化活動の推進等について」という通知に基づき最適化活動の目標を設定するものとなります。以降、抜粋してご説明させていただきます。

農業委員会の体制につきましては、定数通り18名、農家農地等の外湯につきましては、農林業センサス等に基づき記載しております。耕地面積については、田3,990ヘクタール、畑1,930ヘクタールと

なっております。

最適化活動の目標につきまして、現状集積面積が 5,408 ヘクタール、集積率は 91.3%となっております。目標につきましては、新規集積面積を 10 ヘクタールとし、令和 6 年度末で 5,418 ヘクタール、集積率 91.5%を目標としております。なお、ここで言う新規集積面積は、認定農業者間での農地移動ではなく、「既に営農されていない方から認定農業者への移動」となります。遊休農地の解消につきまして、現状では遊休農地の面積は無しとなっております。

2 最適化活動の活動目標につきまして、日数目標 1 か月あたり 6 日間と令和 5 年度同様とさせて頂いております。繁忙期は忙しくてなかなか動く事は厳しい事から、年間で 72 日というような考え方になるかと思います。なお、目標日数にカウント出来るものは、委員さんに毎月提出頂いております活動記録簿の大項目 2~4 となり、例えば出し手・受け手の意向把握、現地確認、新規参入関係となります。なお、総会等出席は活動記録簿に記載頂きますが、カウントには入らない事から総会等を除いて 6 日間となります。

また、最適化活動を行う人数を 16 名とし、女性農業委員につきましては、最適化活動ではなく農業者年金の普及をメインにお願いする事としております。その他、活動強化月間の設定、新規参入の部分は後ほどお目通し頂けたらと思います。

なお、本件の今後の流れとして、4 月末を期限として栗山町ホームページ上にて公表、また北海道及び北海道農業会議へ報告するものとなります。

関連となりますが、令和 5 年度の実施状況につきましては、農業委員さんにご提出頂いております、活動記録簿をベースに実施状況の点検を行い 4 月総会にてご審議頂き、同じく公表・報告の流れを予定しております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より、説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 52 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等(案)について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 52 号は原案通り決定いたします。

日程 15 番 議案第 53 号「農業委員会事務局職員の任免について」私の方から説明いたしますので、事務局の皆さんは退出してください。

(事務局員退席)

栗山町職員の人事異動に伴い、農業委員会等に関する法律第 20 条第 3 項の規定により任命について承認を求めるということで、移動年月日は令和 6 年 4 月 1 日です。

解任 事務局長 ○○○○ 定年退職。解任 主査 ○○○○ 異動先については、教育委員会 学校教育課学校教育グループ主査。解任 主事 ○○○○ 異動先については、建設課。任命 事務局長 ○○○○ 税務課長兼会計管理者兼出納室長より。任命 主査 ○○○○経営企画課地域政策

グループより。任命 主事 ○○○○ 新採用。

以上が人事案件になりますが、何かございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 53 号「農業委員会事務局職員の任命について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 53 号は原案通り決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 4 月 25 日木曜日 午後 6 時 00 分から、現地調査につきましては 4 月 18 日木曜日 午前 9 時 30 分から 第 2 班 鈴木委員、柴田委員、寺委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(主査)

ご起立願います。礼。本日はご苦労様でした。(午前 11 時 05 分 終了)

以上会議の顛末を記録し、その正確なることを証するためここに
署名捺印する。

令和 6 年 4 月 5 日

第9回栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行 ⑩

署 名 委 員 吉 尾 由美子 ⑩

署 名 委 員 大 櫛 和 矢 ⑩